



金 沢 市 公 報

号外第9号の8

平成27年(2015年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●議会規程	
○金沢市議会事務局処務規程の一部を改正する規程 (議会事務局)	1
○金沢市議会事務局職名規程の一部を改正する規程 (")	2
●選挙管理委員会告示	
○金沢市選挙管理委員会規程の一部改正について (選挙管理委員会)	2
●監査委員告示	
○金沢市監査事務局規程の一部改正について (監査事務局)	2
●農業委員会規則	
○金沢市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則 (農業委員会事務局)	3
●公平委員会規則	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (公平委員会)	3
●消防局訓令甲	
○金沢市消防署の組織に関する規程の一部改正について (消防総務課)	4
○金沢市消防職員職名規程の一部改正について (")	4

●公営企業管理規程	
○金沢市企業局の組織及び分掌事務規程 (企業総務課)	4
○金沢市企業局職員職名規程の一部を改正する規程 (")	6
○金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則の一部を改正する規程 (")	7
○金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (")	7
○金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 (")	7
●公営企業訓令甲	
○金沢市企業局自家用電気工作物保安規程の一部改正について (企業総務課)	8
●病院事業管理規程	
○金沢市立病院の組織及び分掌事務規程及び金沢市立病院職員職名規程の一部を改正する規程 (市立病院事務局)	9
○金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (")	10
○金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程 (")	11

議 会 規 程

金沢市議会事務局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市議会議長 田 中 展 郎

●金沢市議会規程第1号

金沢市議会事務局処務規程の一部を改正する規程

金沢市議会事務局処務規程(昭和44年議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「グループを」を「係を」に改め、同条の表を次のように改める。

課	係
総務課	総務係
議事調査課	議事係 調査係

第4条の2の見出しを「(係長)」に改め、同条第1項を次のように改める。

係に係長を置く。

第4条の2第2項中「グループ長」を「係長」に改める。

第8条中「各グループ」を「各係」に改め、同条の表中「グループ」を「係」に、「総務グループ」を「総務係」に、「議事グループ」を「議事係」に、

	8 議決事項の処理及び会議の結果報告に関すること。	を
	9 議長会に関すること。	

	8 議決事項の処理及び会議の結果報告に関すること。	に、
--	---------------------------	----

「調査グループ」を「調査係」に、

	5 議会図書室に関すること。	を
--	----------------	---

	5 議会図書室に関すること。	に
	6 議長会に関すること。	

改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市議会事務局職名規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市議会議長 田 中 展 郎

●金沢市議会規程第2号

金沢市議会事務局職名規程の一部を改正する規程

金沢市議会事務局職名規程（昭和49年議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「グループ長 担当課長補佐」を「担当課長補佐 係長」に改める。

第3条中「グループ」を「係」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第27号

金沢市選挙管理委員会規程（昭和27年選挙管理委員会規程第13号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

第14条の2の見出しを「(係)」に改め、同条中「選挙グループ」を「選挙管理係」に改める。

第15条の2中「グループにグループ長」を「係に係長」に改める。

第15条の3第1号中「グループ長 担当書記次長補佐」を「担当書記次長補佐 係長」に改める。

第16条第4項中「グループ長」を「係長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

監査委員告示

●金沢市監査委員告示第1号

金沢市監査事務局規程（昭和39年監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

金沢市監査委員 西 村 賢 了

金沢市監査委員 中 島 秀 雄
金沢市監査委員 横 越 徹
金沢市監査委員 新 村 誠 一

第1条の2中「監査グループ」を「監査係」に改める。

第3条中「監査グループ」を「監査係」に、「グループ長」を「係長」に改める。

第3条の2第1号中「事務局次長」を「事務局次長 事務局担当次長」に、「グループ長 事務局担当次長補佐」を「事務局担当次長補佐 係長」に改める。

第4条第4項中「グループ長」を「係長」に改める。

第6条第1号及び第2号中「局次長」の次に「及び事務局担当次長」を加える。

第6条の2第4号中「及び局次長」を「局次長及び事務局担当次長」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

農 業 委 員 会 規 則

金沢市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市農業委員会会長 朝 倉 忍

●金沢市農業委員会規則第1号

金沢市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則

金沢市農業委員会事務局規則（昭和36年農業委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「農業グループ」を「農地係」に改める。

第2条中「農業グループ」を「農地係」に、「グループ長」を「係長」に改める。

第2条の2第1項第1号中「グループ長 事務局担当局長補佐」を「事務局担当局長補佐 係長」に改める。

第3条第4項中「グループ長」を「係長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

公 平 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市公平委員会委員長代理 谷 口 敏

●金沢市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「職員課長補佐、職員課グループ長」を「人事課長補佐、人事課担当課長補佐」に改め、「、財政課グループ長（予算編成の事務を総括する者に限る。）」及び「、環境政策課グループ長（庶務の事務を総括する者に限る。）」を削り、「職員課主査（職員の人事に係る事務を分掌する者に限る。）」を「人事課係長及び人事課主査（職員の人事に係る事務を分掌する者に限る。）、財政課係長（予算編成の事務を総括する者に限る。）、環境政策課係長（庶務の事務を総括する者に限る。）」に改め、同表監査委員の事務部局の項中「事務局次長」の次に「、事務局担当次長」を加え、同表の備考第5項中「及び「事務局次長」を「、事務局次長」及び「事務局担当次長」に、「及び事務局次長」を「、事務局次長及び事務局担当次長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

消 防 局 訓 令 甲

●金沢市消防局訓令甲第1号

消 防 局
消 防 署

金沢市消防署の組織に関する規程（平成8年消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

金沢市消防長 大 野 耕 司

第5条第1項中「グループを」を「係を」に改め、同項の表を次のように改める。

消防署・出張所	係
中央消防署	予防係 中央第1係 中央第2係
味噌蔵出張所	味噌蔵第1係 味噌蔵第2係
高尾台出張所	高尾台第1係 高尾台第2係
泉野出張所	泉野第1係 泉野第2係
小立野出張所	小立野第1係 小立野第2係
駅西消防署	予防係 駅西第1係 駅西第2係
玉川出張所	玉川第1係 玉川第2係
小坂出張所	小坂第1係 小坂第2係
森本出張所	森本第1係 森本第2係
金石消防署	予防係 金石第1係 金石第2係
臨港出張所	臨港第1係 臨港第2係
三和出張所	三和第1係 三和第2係

第5条第2項中「グループに」を「係に」に、「グループ長」を「係長」に改め、同条第3項中「グループ長」を「係長」に改める。

第6条の表中「グループ長」を「係長」に改める。

第7条第1項中「予防グループ（以下「予防グループ」）を「予防係（以下「予防係」）に改め、同条第2項中「グループ（予防グループ）」を「係（予防係）」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

●金沢市消防局訓令甲第2号

消 防 局
消 防 署

金沢市消防職員職名規程（昭和63年消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

金沢市消防長 大 野 耕 司

第3条第1項第1号中「課長補佐 グループ長」を「課長補佐」に、「担当出張所長」を「担当出張所長 係長」に改め、同条第2項中「グループ」を「係」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程（平成23年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表を次のように改める。

部	課 等	係
経営企画部	経営企画課 企業総務課 検査員室	企画財務係 ICT推進係 総務係 人事係 契約係 会計係 技術技能研修係
営業部	お客さまサービス課 料金センター 営業開発課	庶務係 メーター管理係 ガス設備係 水道設備係 下水道設備係 調定係 収納係 検針係 営業企画係 リビングサービス係 リビング営業係 エネルギー営業係
建設部	建設課 維持管理課 ガス・水道修繕センター ガス保安対策室	庶務係 下水道管渠 ^{きよ} 整備係 下水道計画係 下水道管渠改良係 ガス水道 計画係 ガス水道改良係 ガス水道受注係 ガス水道基幹管路係 庶務係 管路移設係 下水道修繕係 点検係 修繕係 保安点検係 供給管理係
施設部	ガス課 上水・発電課 発電管理センター 水処理課	庶務係 施設整備係 施設運転係 庶務係 配水係 施設整備係 浄水係 水質係 施設管理係 施設整備係 施設運転係 庶務係 施設整備係 水質管理係 施設管理係

第2条第3項中「グループ」を「係」に改める。

第3条第5項中「グループ長」を「係長」に改める。

第5条中「各グループ」を「各係」に改め、同条の表中「課等・グループ」を「課等・係」に、「企画財務グループ」を「企画財務係」に、「他グループ」を「他係」に、「ICT推進グループ」を「ICT推進係」に、「総務グループ」を「総務係」に、「人事グループ」を「人事係」に、「契約グループ」を「契約係」に、「会計グループ」を「会計係」に、「技術技能研修グループ」を「技術技能研修係」に改める。

第6条中「各グループ」を「各係」に改め、同条の表中「課等・グループ」を「課等・係」に、「庶務グループ」を「庶務係」に、「他グループ」を「他係」に、「メーター管理グループ」を「メーター管理係」に、「ガス設備グループ」を「ガス設備係」に、「水道設備グループ」を「水道設備係」に、「下水道設備グループ」を「下水道設備係」に、「調定グループ」を「調定係」に、「収納グループ」を「収納係」に、「計量グループ」を「検針係」に、「営業企画グループ」を「営業企画係」に、「南部ショールーム」を「ショールーム」に、「リビングサービスグループ」を「リビングサービス係」に、「リビング営業グループ」を「リビング営業係」に、「エネルギー営業グループ」を「エネルギー営業係」に改める。

第7条中「各グループ」を「各係」に改め、同条の表中「課等・グループ」を「課等・係」に、「庶務グループ」を「庶務係」に、「他グループ」を「他係」に、「下水道管渠グループ」を「下水道管渠整備係」に、

「	下水道基本計画グループ	1 下水道施設の計画及び建設に関する事項 2 下水道台帳（下水道管渠に係るものを除く。）の調製及び保管に関する事項	を
	下水道管渠計画グループ	1 下水道管渠の計画及び改良に関する事項 2 下水道台帳（下水道管渠に係るものに限る。）の調製及び保管に関する事項 3 開発行為に係る協議及び指導に関する事項	
」			

下水道計画係	1 下水道施設の計画に関する事項 2 下水道台帳の調製及び保管に関する事項 3 下水道施設(下水道管渠を除く。)の改良に関する事項 4 開発行為に係る協議及び指導に関する事項 5 大量排水に係る協議及び指導に関する事項	に、
下水道管渠改良係	1 下水道管渠の改良に関する事項	

「ガス・水道計画グループ」を「ガス水道計画係」に、「ガス・水道本支管改良グループ」を「ガス水道改良係」に、

ガス・水道本支管受注グループ	1 受注に伴う本支管工事に関する事項 2 下水道管渠の工事に関連する新設及び支障移設に関する事項	を
----------------	---	---

ガス水道受注係	1 受注に伴うガス施設(ガス製造施設を除く。)及び水道施設(浄水施設を除く。)の建設及び改良に関する事項 2 下水道管渠の工事に伴うガス施設(ガス製造施設を除く。)及び水道施設(浄水施設を除く。)の建設及び支障移設に関する事項	に、
---------	--	----

「ガス・水道基幹管路耐震化グループ」を「ガス水道基幹管路係」に、「管路移設・情報グループ」を「管路移設係」に、「下水道修繕グループ」を「下水道修繕係」に、

	2 下水道に係る他工事の指導、監督及び立会いに関する事項 3 下水道管渠に係る長寿命化に関する事項	を
--	--	---

	2 下水道に係る他工事の指導、監督及び立会いに関する事項	に、
--	------------------------------	----

「点検整備グループ」を「点検係」に、「修繕グループ」を「修繕係」に、「定期保安グループ」を「保安点検係」に、「供給保全グループ」を「供給管理係」に改める。

第8条中「各グループ」を「各係」に改め、同条の表中「課等・グループ」を「課等・係」に、「庶務グループ」を「庶務係」に、「他グループ」を「他係」に、「整備グループ」を「施設整備係」に、「操業グループ」を「施設運転係」に、「配水グループ」を「配水係」に、「施設整備グループ」を「施設整備係」に、「浄水グループ」を「浄水係」に、「水質グループ」を「水質係」に、「施設保守グループ」を「施設管理係」に、「運転グループ」を「施設運転係」に、「下水道管渠」を「下水道管渠」に、「水質管理グループ」を「水質管理係」に、「施設管理グループ」を「施設管理係」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員職名規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢市企業局職員職名規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員職名規程(昭和28年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 技能技士

第4条第1項第1号中「課長補佐 グループ長」を「課長補佐」に、「担当室長補佐」を「担当室長補佐 係長」に改め、同項第2号中「管理運転長 運転長 管理技士長」を「管理技士長」に改め、同項第3号中「主査 管理主任」を「主査」に改め、同条第2項中「グループ」を「係」に改め、「管理主任及び」を削る。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第6号

金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則の一部を改正する規程

金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則（昭和47年公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
本則中「、南部ショールーム」を削る。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第7号

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「左欄に掲げる職」の次に「(管理者がこれに相当すると認める職を含む。)」を加える。
第10条を次のように改める。

(管理職員特別勤務手当)

第10条 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第11条の3第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次のアからエまでに掲げる区分（別表第1の右欄に掲げる区分をいう。次号において同じ。）に応じ、それぞれアからエまでに定める額（同項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

ア 1種 12,000円

イ 2種 10,000円

ウ 3種 8,500円

エ 4種 6,000円

(2) 条例第11条の3第2項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額

ア 1種 6,000円

イ 2種 5,000円

ウ 3種 4,300円

エ 4種 3,000円

2 条例第11条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした条例第4条の2第1項に規定する職にある職員には、その引き続く勤務に係る条例第11条の3第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。
第10条の2第1項及び第2項を削り、同条第3項中「前2項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条とする。
別表第1中「所長」を「所長（発電管理センター所長を除く。）」に、「検査員室長」を「検査員室長 発電管理センター所長」に改める。

別表第3を削る。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第8号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第86条第1項中「職員課長」を「人事課長」に改める。

別表第4中

		機械装置	木造	を
		構築物 機械装置	木造	に

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第86条第1項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

公 営 企 業 訓 令 甲

●金沢市公営企業訓令甲第1号

企 業 局

金沢市企業局自家用電気工作物保安規程（平成13年公営企業訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

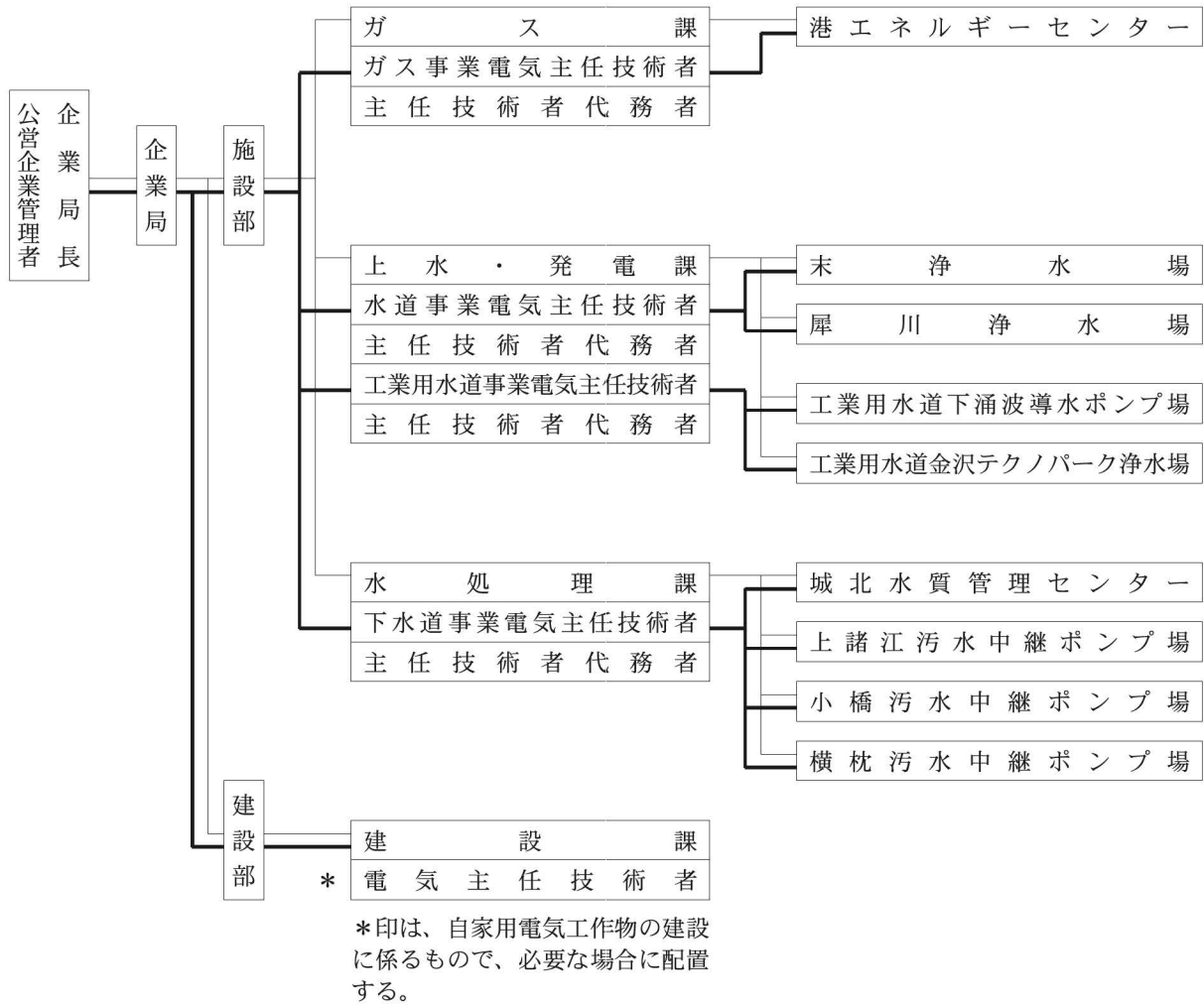
金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

第3条第1項中「工業用水道事業電気主任技術者」という。）を」の次に「、水処理課に下水道事業に係る主任技術者（以下「下水道事業電気主任技術者」という。）を」を加え、同条第2項を削る。

第8条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、第12号から第15号までを削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)



————— 職制上の命令系統を示す。
 ————— 保安業務の系統を示す。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院の組織及び分掌事務規程及び金沢市立病院職員職名規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第1号

金沢市立病院の組織及び分掌事務規程及び金沢市立病院職員職名規程の一部を改正する規程

(金沢市立病院の組織及び分掌事務規程の一部改正)

第1条 金沢市立病院の組織及び分掌事務規程(平成25年病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「管理グループ」を「総務係」に、「会計グループ」を「会計係」に改める。

第3条第2項中「グループ」を「係」に改める。

第4条第7項中「グループ長」を「係長」に改める。

第5条の表中「局・室・グループ」を「局・室・係」に、「管理グループ」を「総務係」に、「他グループ」を「他係」に、「会計グループ」を「会計係」に改める。

(金沢市立病院職員職名規程の一部改正)

第2条 金沢市立病院職員職名規程(平成25年病院事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「事務局長補佐 グループ長」を「事務局長補佐」に、「担当室長補佐」を「担当室長補佐 係長」に改め、同条第2項中「グループ」を「係」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第2号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程(平成25年病院事業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第8号ア中「従事した職員」を「従事したもの」に改め、同号イ中「職員」の次に「(以下「管理者の定める職員」という。)」を、「業務」の次に「(以下「緊急医療業務」という。)」を加え、同号に次のように加える。

ウ 管理者の定める職員で、正規の勤務時間以外の時間において、緊急医療業務に従事するため、あらかじめ指定された場所で待機業務に従事したもの

第8条を次のように改める。

(管理職員特別勤務手当)

第8条 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第11条の3第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次のアからエまでに掲げる区分(別表第1の右欄に掲げる区分をいう。次号において同じ。)に応じ、それぞれアからエまでに定める額(同項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

- ア 1種 12,000円
- イ 2種 10,000円
- ウ 3種 8,500円
- エ 4種 6,000円

(2) 条例第11条の3第2項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額

- ア 1種 6,000円
- イ 2種 5,000円
- ウ 3種 4,300円
- エ 4種 3,000円

2 条例第11条の3第1項の勤務をした後、引き続き同条第2項の勤務をした条例第4条の2第1項に規定する職にある職員には、その引き続き勤務に係る条例第11条の3第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

別表第3中

	第6条第1項第8号イに該当する者	勤務1回につき	1,620円	を
--	------------------	---------	--------	---

第6条第1項第8号イに該当する者（医師（第4条第1項に規定する職を占める職員に限る。）に限る。）	勤務1回につき 1,240円（週休日等以外の日（条例第11条の3第2項に規定する週休日等以外の日をいう。以下同じ。）において、深夜（午前零時後午前5時前の間を除く。）に勤務した場合にあっては当該勤務1時間につき2,000円、深夜以外に勤務した場合にあっては当該勤務1時間につき1,500円をそれぞれ加算した額）	に
第6条第1項第8号イに該当する者（医師（第4条第1項に規定する職を占める職員に限る。）を除く。）	勤務1回につき 1,240円	
第6条第1項第8号ウに該当する者	待機1回につき 500円	

改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第3号

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程

金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第84条第1項中「職員課長」を「人事課長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年(2015年)3月31日 印刷
平成27年(2015年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄